高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 11 条第 1 項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関す る基準は、駐車場法 ( 昭和 32 年法律第 106 号 )、駐車場法施行令 ( 昭和 32 年政令第 340 号 ) 及び駐車場法施行規則 ( 平成 12 年運輸省令建設省令第 12 号 )
に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。
特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上 設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限 りではない。
路外駐車場車いす使用者用駐車施設を一以上設けているか
路外駐車場車いす使用者用駐車施設の幅は3.5m以上か 路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をしているか
路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さをできるだけ短くしているか
路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路 外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。
路外駐車場移動等円滑化経路を一以上設けているか
路外駐車場移動等円滑化経路上に段差は設けていないか
段差を設けている場合、傾斜路を併設しているか 出入口の幅は、80 cm以上か
通 路 幅は、120 cm以上か
50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか
傾斜路 幅 スロープの幅員は、120 cm以上か 階段併設スロープの幅員は、90 cm以上か
勾 配 1/12を超えていないか
高低差が 16 cm以下のものについては、1 / 8 を超えていないか 踊 場  高低差が 75 cmを超えるもの ( 勾配 1 / 20 を超えるもの ) については、高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場を設けているか
手すり 勾配が 1 / 12 を超え、又は高さが 16 cmを超え、かつ、勾配が 1 / 20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか
第2条、第3条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が第2条、第3条の規定による構造 又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては適用しない。
特殊装置の場合、国土交通大臣の認定があるか(平成 13 年 1 月 6 日からの認定は国土交通省各地方整備局長)
言